

根室市債券運用指針

1. 指針策定の趣旨

この方針は、根室市が管理する基金を、确实かつ効率的に管理・運用するため、債券運用に関する基本的な考え方について定めるものとする。

2. 債券運用の基本原則

- (1) 元本を確実に保全し「安全性」を確保する。
- (2) 資金繰りに支障が生じないよう「流動性」を確保する。
- (3) 安全性・流動性の確保を前提に「収益性」の向上に努める。

3. 安全性の確保について

- (1) 債券発行体の業績悪化による債務不履行や破綻によるリスクを回避するため、運用対象とする債券を次の公共債に限定する。
 - ① 国債
 - ② 政府保証債
 - ③ 地方債
 - ④ 地方公共団体金融機構債
 - ⑤ 財投機関債

- (2) 債券の購入にあたっては、金融庁から信用格付業の登録を受けた下記の格付機関のいずれかから基準値以上の格付けを付与されている金融機関を通じて購入するものとする。

格付機関	基準値	備 考
スタンダード&プアーズ (S & P)	A－	長期発行体格付
ムーディーズ (M o o d y ‘ s)	A 3	長期格付
格付投資情報センター (R & I)	A－	発行体格付
日本格付研究所 (J C R)	A－	長期発行体格付

- (3) 債券の購入にあたっては新発債市場を基本とするが必要に応じて既発債市場の活用も検討する。

- (4) 特定の金融機関に集中しないよう、分散した運用に配慮する。

4. 流動性の確保について

- (1) 購入した債券は、償還までの満期保有を原則とする。ただし、次の場合に限り、債券の中途売却を行うことができるものとする。
 - ① 安全性を確保するために必要な場合
 - ② 流動性を確保するためにやむを得ない場合
 - ③ 収益性を確実に確保することができる場合
- (2) 債券の購入にあたっては、5年満期のものを上限とする。
- (3) 基金総額に占める債券運用の割合は概ね50%を限度とする。

5. 収益性の確保について

- (1) 購入する債券は購入価格が額面価格と同等以下（パーもしくはアンダーパー）のものを原則とする。ただし、満期償還時における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合は例外とする。